

# 令和4年度国民健康保険税の減免額の「計算方法」及び「計算例」（収入減少の場合）

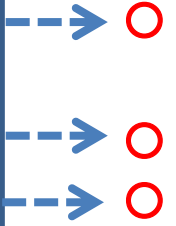
## 【計算方法】

まず、下記の減免の要件（1）～（3）に全て該当し、失業の場合は、非自発的失業者（※ア）に該当しないか確認します。

（※ア）…65歳未満で会社都合等で離職された方で、「雇用保険受給資格者証」の「離職理由コード」が、「11、12、21、22、31、32、23、33、34」の方

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年中の収入減少が見込まれる世帯の方で、以下の要件(1)～(3)の全てに該当する方

- (1) 世帯の主たる生計維持者の令和4年中の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
  - ◎ 要件(1)の判定では、保険金・損害賠償等で補填される金額は、収入に含めて計算します。国県町から支給された各種給付金(持続化給付金・雇用調整助成金・事業復活支援金等)の金額は、収入に含めないで計算します。
- (2) 世帯の主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。



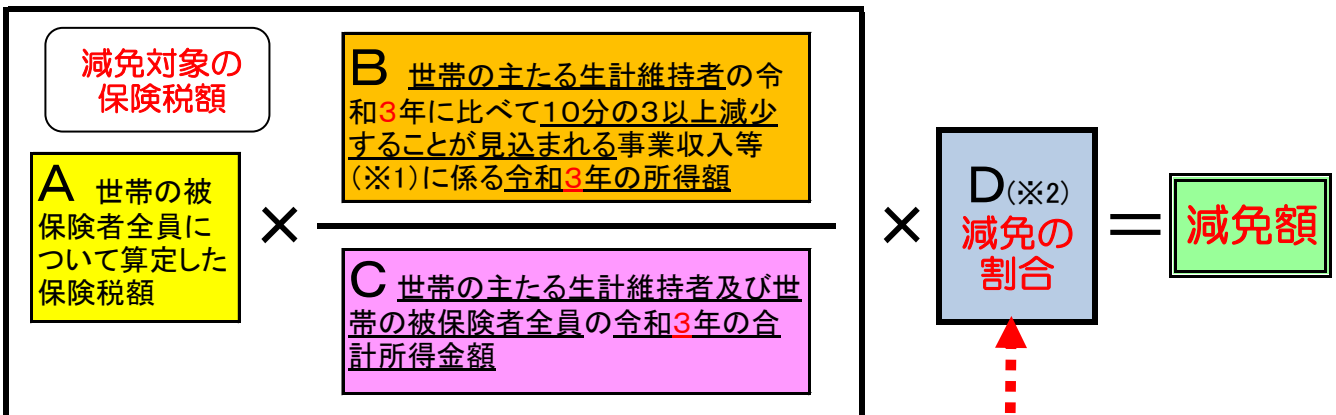
◎前年の収入が給与のみの非自発的失業者は、非自発的失業者の軽減措置の対象となるため、上記減免の対象とはなりません。

---> **非自発的失業者ではない。** ○



要件（1）～（3）に全て該当し、非自発的失業者でもない場合、下記の計算式で減免額を計算します。

保険税の減免額は、減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）に、世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額に応じた減免割合（ $D$ ）をかけた金額です。 ⇒  $(A \times B / C) \times D = \text{減免額}$



（※1）事業収入等  
…事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうちいずれか

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	D(※2)減免の割合
前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業の場合	10分の10
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

次ページの計算例で具体的な計算方法を確認してください。

**【計算例1】**

単身・失業・給与  
のみの場合

まず、減免の要件(1)~(3)の全てに該当するか、失業の場合は、非自発的失業者ではないか確認します。要件全てに該当した場合、下記のような計算で減免額を計算します。

1人世帯の失業の場合で、令和3年の世帯の合計所得金額100万円、令和4年度の保険税額11万円の場合  
★「給与収入」が令和3年比30%以上減少見込み  
・令和3年給与収入155万円（給与所得100万円）

↓  
・令和4年給与収入100万円  
前年比55万円減（35.48%減）

※「収入」とは、給与収入の場合は、社会保険料や源泉徴収税額等を差し引く前の支払総額であり、手取り金額とは異なります。

令和4年度 年間保険税額 **A 11万円**

令和3年中の所得	世帯主 (世帯の主たる生計維持者)	同一世帯に 国保加入の 世帯員なし	
事業所得	0万円	—	
不動産所得	0万円	—	
山林所得	0万円	—	
給与所得	<b>B 100万円</b>	—	
その他の所得	0万円	—	
合計所得	100万円	② —	<b>C 100万円</b>



10分の3以上減少することが見込まれる収入に係る令和3年の所得

減免の割合 **D 10分の10** ※表ページの減免の割合参照

減免の要件	要件(1) 主収入減少割合	35.48% ≥ 30%	○
	要件(2) 主前年合計所得	100万円 ≤ 1,000万円	○
	要件(3) 主前年他所得	0万円 ≤ 400万円	○
	非自発的失業の該当	<b>非自発的失業者ではない</b>	

※減免の要件(1)~(3)及び「非自発的失業でない」の全てに該当

計算

減免対象の保険税額

$$A \times \frac{B}{C} \times D$$

11万円 ×  $\frac{100万円}{100万円}$  × 100%

= **減免額 11万円**

※減免額等はわかりやすく万円単位又は千円単位で表示しているため、実際の金額とは若干異なります。

**【計算例2】**

夫婦2人世帯・事業収入減少・他所得ありの場合

まず、減免の要件(1)~(3)の全てに該当するか確認します。該当した場合、下記のような計算で減免額を計算します。

夫婦2人の世帯で、令和3年の世帯の合計所得金額447万円、令和4年度の保険税額50万円の場合  
★夫の「事業収入」が令和3年比30%以上減少見込み  
・令和3年事業収入600万円（事業所得200万円）

↓  
・令和4年事業収入300万円  
前年比300万円減（50%減）

※「収入」とは、事業収入の場合、必要経費を差し引く前の売上（収入）金額等のことです。ただし、国県町から支給された各種給付金（持続化給付金など）は除きます。

令和4年度 年間保険税額 **A 50万円**

令和3年中の所得	夫 世帯主 (世帯の主たる生計維持者)	妻 国保加入者	
事業所得	<b>B 200万円</b>	0万円	
不動産所得	0万円	0万円	
山林所得	0万円	0万円	
給与所得	100万円	60万円	
その他の所得	87万円	0万円	
合計所得	① 387万円	② 60万円	<b>C 447万円</b>



10分の3以上減少することが見込まれる収入に係る令和3年の所得

減免の割合 **D 10分の8** ※表ページの減免の割合参照

減免の要件	要件(1) 主収入減少割合	50% ≥ 30%	○
	要件(2) 主前年合計所得	387万円 ≤ 1,000万円	○
	要件(3) 主前年他所得	187万円 ≤ 400万円	○

※減免の要件(1)~(3)の全てに該当

計算

減免対象の保険税額

$$A \times \frac{B}{C} \times D$$

50万円 ×  $\frac{200万円}{447万円}$  × 80%

= **減免額 17万9千円**

※減免額等はわかりやすく万円単位又は千円単位で表示しているため、実際の金額とは若干異なります。